## 労働基準法に基づく申請について (案)

労働基準法に基づく申請等について、以下のとおり対応を行う。

- 1 時間外労働・休日労働に関する協定届について 時間外労働・休日労働について、労働者代表と協定を締結し、労働基準監督署に届出 を行う。協定のポイントは以下の通り(昨年度までと変更なし)。
  - ① 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 行政官庁との調整、提出書類の作成 理事会、評議員会運営(資料作成、関係者調整) 需給監視、指示業務等に係る調整 その他、上記項目以外に緊急を要する業務等
  - ② 延長することができる時間数 1日6時間、1箇月45時間、1年360時間
  - ③ 休日労働をさせる必要のある具体的事由 上記①と同じ
  - ④ 労働させることができる法定休日の日数 休日のうち1箇月に4日
  - ⑤ 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合 納期を目前に、一時的に業務が集中してしまった場合 突発的な不具合を解消するために、急ぎこれに対応しなくてはならない場合
  - ⑥ ④の場合、延長することができる時間数 1日15時間、1箇月99時間59分(年間6回以内)、1年700時間
  - ⑦ 届出予定

別紙1:亀戸労働基準監督署 3月中、別紙2:中央労働基準監督署 3月中

- 2 一斉休憩適用除外に関する労使協定の締結について 広域運用センターの当直員について、労働者代表と一斉休憩適用除外に関する協定を 締結する。
  - ① 休憩時間(昼直)

当直長および当直員A 11:30~12:30 副当直長および当直員B 12:30~13:30

② 休憩時間(夜直)

当直長および当直員A 20:00~21:00

 $2:00\sim 3:00$ 

副当直長および当直員B 21:00~22:00

 $3:00\sim 4:00$ 

以上

## 【添付資料】

別紙1:時間外労働・休日労働に関する協定届(豊洲)

別紙2:時間外労働・休日労働に関する協定届(第二事務所)

別紙3:一斉休憩の適用除外に関する労使協定書

※別紙1~3については、情報管理規程 第4条(情報格付の区分)の規定に基づき、 外部秘とする